

生物多様性保全活動支援事業補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 10 日付第 201500005708 号
一部改正 平成 28 年 3 月 31 日付第 201500198517 号
一部改正 平成 29 年 5 月 8 日付第 201700030441 号
一部改正 平成 30 年 3 月 27 日付第 201700320600 号
一部改正 平成 31 年 3 月 26 日付第 201800356046 号
一部改正 令和 2 年 3 月 24 日付第 201900308235 号
鳥 取 県 生 活 環 境 部 長 通 知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、生物多様性保全活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「生物多様性」とは、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 2 条第 1 項に規定する生物の多様性をいう。
- (2) 「希少野生動植物」とは、鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成 13 年鳥取県条例第 51 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定により公告された希少野生動植物及びレッドデータブックとっとり改訂版掲載種をいう。（ただし、条例第 4 条の規定により指定された特定希少野生動植物を除く。）
- (3) 「外来生物」とは、環境省及び農林水産省作成の「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」掲載種をいう。
- (4) 「県自然環境保全地域」とは鳥取県自然環境保全条例（昭和 49 年鳥取県条例第 41 号）第 13 条第 1 項で指定された地域をいう。

(交付目的)

第 3 条 本補助金は、生物多様性の保全等の活動又はその活動を通じた環境教育活動に取り組む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「団体」という。）に対して支援し、生物多様性の保全・保護意識の醸成等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 4 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表の第 2 欄に掲げる者で対象事業に係る補助対象経費（対象事業に要する同表の第 4 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を用い活動を行う団体
 - (2) 別表の第 3 欄に掲げる者に対し、その者が行う対象事業（以下「間接補助事業」という。）に係る補助対象経費の額（仕入控除税額を除く。）に同表の第 5 欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村
- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第 7 欄に定める額を限度とする。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む直接又は間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号に定める	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第8欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 10 日。

2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 4 号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、直接又は間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第 5 号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第 11 条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第 12 条 規則第 25 条第 2 項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

3 第 6 条第 1 項の規定は、規則第 25 条第 2 項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認等)

第 13 条 補助事業者は、第 7 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分を承認しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第 6 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書きの期間を定めるに当たっては、前条第 1 項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、前条第 2 項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第 14 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日から施行し、平成 28 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 8 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 27 日から施行し、平成 30 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から施行し、平成 31 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

別表（第4条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助事業実施主体	4 補助対象経費	5 間接補助率	6 補助率	7 補助限度額	8 重要な変更
<p>(1) 生物多様性保全活動支援事業</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する団体とする。 (1) 鳥取県内に住所又は活動の本拠を有すること。 (2) 組織及び運営に関する規定等が定められていること。 (3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。 (4) 同一事業で他の補助金を活用しないこと。</p>		<p>1 保全活動 生物多様性の保全に資するために行われる、希少野生動物植物及びその他対応が必要と認められた種の保護等、外来生物の防除等又は県自然環境保全地域の維持管理等にかかる経費。 (1) 資機材・原材料購入費（刈払い機、チェーンソー購入費、消耗品（鋸、鎌）、燃料費、原材料・苗木の購入費等） (2) 技術指導・研修費（指導者・講師の謝金及び旅費、資料等作成・印刷費、会場使用料等） (3) 謝礼金・事務費（学習会開催に係る講師又は指導者に支払う謝金、通信運搬費、印刷費等） (4) その他必要経費（傷害保険料、駆除した特定外来生物の処分費・投棄料等その他事業の実施に必要と認められる経費）</p>	<p>—</p>	<p>10/10</p>	<p>1団体当たり 100千円</p>	<p>(1) 本補助金の増額を伴うもの (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>
			<p>2 交流・活用 生物多様性の保全に資するために行われる、希少野生動物植物保護、外来生物防除又は県自然環境保全地域の維持管理等における他団体等との交流や活用にかかる経費。 (1) 他団体との交流会費（会場使用料、食糧費（茶菓代に限る）等） (2) 先進地視察費（謝金、交通費、施設入場料等） (3) 専門的知見の導入（指導者・講師の謝金及び旅費等） (4) ボランティア受入れ費（保全活動後の交流経費、損害保険等） (5) 観察会等の準備費（観察会場の整備費、PRにかかる経費、資材購入等） (6) その他必要経費（事業の実施に必要と認められる経費）</p>		<p>10/10</p>	<p>1団体当たり 100千円</p>	

<p>(2) 希少野生動物教育実践活動支援事業</p>		<p>次の各号のいずれにも該当する団体とする。</p> <p>(1) 鳥取県内に住所又は活動の本拠を有すること。</p> <p>(2) 組織及び運営に関する規定等が定められていること。</p> <p>(3) 宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。</p> <p>(4) 同一事業で他の補助金を活用しないこと。</p>	<p>身近に生息する希少野生動物の保全活動を通じた地域の環境教育活動の実施にかかる経費。</p> <p>(1) 現地調査費(旅費、人件費、委託費等)</p> <p>(2) 資機材・原材料購入費(保全活動や教育活動に必要な資材の購入費等)</p> <p>(3) 環境学習会、観察会経費(指導者・講師の謝金及び旅費、資料等作成費、資料等印刷費等)</p> <p>(4) 環境学習施設整備費(委託費、工事請負費、備品購入費等)</p> <p>(5) その他必要経費(通信運搬費、傷害保険料等その他事業の実施に必要と認められる経費)</p> <p>※委託費及び工事請負費については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>	<p>10/10</p>	<p>5/10</p>	<p>1団体当たり 1,000千円</p>	
-----------------------------	--	---	---	--------------	-------------	---------------------------	--

年度生物多様性保全活動支援事業事業計画 (報告) 書

1 交付対象事業名			
2 事業実施主体の名称 (代表者氏名)			
3 事業の目的			
4 事業実施場所			
5 事業の内容及び実施状況			
6 事業費の内訳	(単位:円)		
	区分	金額	摘要
	合計		
	7 事業実施 (予定) 期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
8 事業の効果			
9 他に活用する補助金	名 称		
	事業内容		
	問合せ先		
10 その他			
11 消費税の取り扱い	一般課税業者・簡易課税事業者・免税事業者 ※該当するものがあれば○をしてください。		

1. 別表の第1欄に掲げる事業毎に作成することとし、第1欄に事業名を記載すること。
2. 委託費及び工事請負費について、県内事業者への発注が困難である場合は、第10欄にその理由を記載すること。
3. 添付資料は次のとおりとする。
 - (1) 別表第1欄の(1)の事業については、法人定款又は団体規約等、事業実施場所の位置図(縮尺1:50,000以上の地形図)、事業の計画(実績)の状況がわかる図面(縮尺1:5,000以上の概要図)、事業実施場所の天然色写真(事業の実施状況がわかる天然色写真)、事業費の算出基礎がわかる資料、その他参考となる資料とする。
 - (2) 別表第1欄の(2)の事業については、事業実施場所の位置図(縮尺1:50,000以上の地形図)、事業の計画(実績)の状況がわかる図面(縮尺1:5,000以上の概要図)、業実施場所の天然色写真(事業の実施状況がわかる天然色写真)、その他参考となる資料とする。

年度生物多様性保全活動支援事業補助金収支予算書

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
計		

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	摘 要
計		

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度生物多様性保全活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号(以下「申請書」という。)で申請のあった生物多様性保全活動支援事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「生物多様性保全活動支援事業補助金」とし、その内容は、〇〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金 円

(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、生物多様性保全活動支援事業補助金交付要綱(平成27年4月10日付第201500005708号生活環境部長通知。以下「要綱」という。)第4条第2項及び6条3項の規定を適用して算出した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合は、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年度生物多様性保全活動支援事業補助金収支決算書

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較		摘 要
			増	減	
計					

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比 較		摘 要
			増	減	
計					

年 月 日

様

職 氏 名 印

年度生物多様性保全活動支援事業補助金仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定があった生物多様性保全活動支援事業補助金について、補助金交付要綱第10条第4項規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。